

住まいの専門家による相談

相談種別(内容)	日程
一級建築士による「住宅まちづくり総合相談」 住宅の建築やまちづくり、耐震、リフォーム、バリアフリー、敷地、境界線等の相談	①第2月曜 ②第1水曜 ③第2・4木曜 ④第1・3金曜 ⑤第2・4火曜 ⑥第4月曜 ⑦第1月曜
宅地建物取引士による「不動産相談」 借地、借家、不動産契約取引全般	①第1月曜 ②第2・4水曜 ③第3木曜 ④第4金曜 ⑤第1火曜 ⑥第4月曜
一級建築士、マンション管理士による「マンション相談」 維持管理、大規模修繕、管理組合の運営等の相談	②第2火曜(一級建築士による相談) ⑥第4月曜(一級建築士・マンション管理士による相談)
弁護士による「住まいの法律相談」 住宅の建築、敷地、不動産取引等住まいに関する法律相談	②第1火曜 ⑥第4月曜
司法書士による「登記相談」 不動産売買や相続に伴う名義変更、所有権移転等の相談	②第3水曜 ⑥第4月曜
土地家屋調査士による「土地家屋調査士相談」 不動産の表示登記に関する相談、土地、建物の測量、調査等の相談	⑥第4月曜

時間/いずれも午後1時30分～3時30分(⑦は午後6時30分～8時30分)
場①世田谷総合支所②北沢総合支所③玉川総合支所④砧総合支所⑤烏山総合支所⑥⑦三茶しゃれなあどホール(三軒茶屋1-41-10)
備いずれも30分間(事前予約優先)。交渉、仲介、あっせんは行いません。
担当=居住支援課

問 住まいサポートセンター ☎6379-1420 FAX 6379-4233

屋外広告物を掲出するときは許可や協議が必要です

1 許可の申請について

屋外広告物(会社名、ビル名等を含む)を掲出するには、都屋外広告物条例に基づく許可が必要です。
※条例により、広告物の大きさや取付け位置、掲出できない場所、許可が不要な場合など、各種基準が定められています。



2 風景づくりに関する協議について

特定の区域で一定規模以上の屋外広告物を表示または設置するとき(内容の変更、改造、移転を含む)は、世田谷区風景づくり条例に基づく協議が必要です。

都屋外広告物条例に基づき許可申請する屋外広告物
特定の区域/環状7号線及び環状8号線に面する敷地
規模/表示面積の合計が10平方メートルを超えるもの

3 安全管理をお願いします

設置者には、屋外広告物に対する安全管理義務があります。定期点検等の適切な管理をお願いします。

共通事項 問1 3 建築調整課 ☎6432-7160 FAX 6432-7985
問2 都市デザイン課 ☎6432-7153 FAX 6432-7996

世田谷区動物連絡員にご相談ください

動物連絡員は、地域住民の動物飼育等に関する相談への助言、地域ねこ活動や犬の散歩マナー等の普及啓発を行っています。
犬や猫に関するお悩みは、ぜひ、保健所を通して世田谷区動物連絡員へご相談ください。

問 世田谷保健所生活保健課 ☎5432-2908 FAX 5432-3054

年金額が改定されました(7年度)

7年4月分(6月13日支払分)からの年金額は、法律の規定により、6年度から原則1.9%の引き上げとなります。
年金受給中の方は、6月上旬頃に送付される年金額改定通知書で自身の年金額をご確認ください。

●インターネットサービス「ねんきんネット」をご利用ください
基礎年金や厚生年金を受給している方は、「年金振込通知書」「年金額改定通知書」「公的年金等の源泉徴収票」等の確認や再交付申請ができます。



詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください▶

問 世田谷年金事務所 三軒茶屋相談室 ☎6844-3871(代表)(自動音声案内1→2) FAX 3421-1147、ねんきんネットに関すること=日本年金機構専用ダイヤル☎0570-058-555

養育費確保のための強制執行申立てにかかる費用を一部助成します

区内在住のひとり親で、養育費の取決めの対象となる子を現に扶養しており、養育費の強制執行の申立てにかかる費用を負担した方
※7年4月1日以降に裁判所において強制執行の実施が決定され、かつ7年4月1日以降に支払った費用に限ります。
備 問合せ先へ電話で予約のうえ、事前相談が必要です。

問 子ども家庭課 ☎5432-2569 FAX 5432-3081
区HPQ 24877

発行しました

「ひとり親家庭が新しい一歩を踏み出すために」(令和7年度版)

ひとり親家庭への支援制度や相談窓口等について紹介しています。離婚前の方にも役立つ情報があります。
配布場所/総合支所子ども家庭支援課、出張所・まちづくりセンター等
※区HPQ 1313 からご覧になれます。



問 子ども家庭課
☎5432-2569 FAX 5432-3081

後継者について考えてみませんか～事業承継を支援します

1 事業の譲り手と継ぎ手をマッチングします

経営者の高齢化と後継者不足から、業績に関わらず廃業する事業者が増えつつあります。
区では、事業の譲り手と継ぎ手をマッチングするオンラインプラットフォーム「relay the local 世田谷区」を開設しました。これまで築き上げてきた事業を次世代につなぎませんか。

2 世田谷の「未来につなぎたい店」の口コミ募集

区内のお店が「後継者不在」を理由に、少しずつ姿を消しています。これからも地域で愛し、育み、未来へつないでいくために、あなたの「未来につなぎたい店・味・技術」を教えてください。

3 事業承継セミナー

第三者承継に焦点を当て、そのプロセスや事例等を紹介します。

問 7月30日(水)午後6時～8時
場 世田谷産業プラザとオンライン
申込期限/7月28日

備 申込方法等詳しくは、区HPQ 20223 をご覧ください。

共通事項 備 1 2 詳しくは、relay the localのホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。
問 経済課 ☎3411-6644 FAX 3411-6635

